赤穂市婚活支援事業実施要綱の停止に関する要綱を次のように定める。

令和８年３月６日

赤穂市長　牟　禮　正　稔

赤穂市訓令甲第１０号

赤穂市婚活支援事業実施要綱の停止に関する要綱

赤穂市婚活支援事業実施要綱（令和６年赤穂市訓令甲第３４号）は、その施行を停止する。

付　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。